

政令第三十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十五条の二第四項（同法第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、第五十条第三項、第五十四条第四項、第五十五条第三項及び附則第四条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「第四十六条第二項」を「第四十五条の二第四項」に改め、同条中「第四十六条第二項（法）」を「第四十五条の二第四項（法第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、）」に、「附則第四条第五項」を「附則第四条第八項」に改める。

附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。